

最近の牛乳乳製品をめぐる情勢について —生乳需給の現状と輸出動向—

農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課 課長補佐
前田 顕司

最近の生乳の生産・処理状況

生乳の生産量は、乳用牛の飼養戸数や飼養頭数の減少等により、減少傾向で推移してきましたが、令和元年度(2019年度)に増加に転じ、翌令和2年度(2020年度)には、基盤強化対策等の効果により、都府県の生乳生産量が8年ぶりに増加に転じました。令和3年度(2021年度)も都府県と北海道ともに生乳生産量が増加しましたが、一方で、令和4年度(2022年度)は生乳需給の緩和や生産コストの上昇等を背景に生産抑制等の取組により、4年ぶりに減少する結果となりました。

令和5年度(2023年度)(4-1月)の生乳生産量は、前年度の傾向に加え、夏場の猛暑の影響により、前年同期比3.8%の減少となりました。仕向け別で

は、牛乳等向けは同2.9%の減少で、乳製品向けでは脱脂粉乳・バター等向けは同7.3%の減少、チーズ向けは同5.7%の減少、生クリーム向けは同1.2%の減少となりました。

牛乳等の生産量について、牛乳は平成27年度(2015年度)以降増加傾向で推移してきましたが、令和4年度(2022年度)対前年1.5%の減少に転じ、令和5年度(2023年度)(4-1月)では、価格の値上げ等の影響から、前年同期比2.4%の減少となっている状況です。また、はっ酵乳は、機能性商品の販売の好調等を背景に増加傾向にありましたが、令和3年度(2021年度)以降は減少に転じ、令和4年度(2022年度)は同7.8%の減少、令和5年度(2023年度)(4-1月)は同5.6%の減少となっています。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-1月)
生産量	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	608 (▲3.8)
北海道	409 (+3.1)	416 (+1.6)	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	348 (▲2.9)
都府県	327 (▲1.3)	327 (+0.1)	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	261 (▲4.9)
牛乳等向け処理量	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	323 (▲2.9)
乳製品向け処理量	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)	355 (▲1.5)	281 (▲4.8)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	138 (▲7.3)
うちチーズ向け	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)	45 (+3.0)	36 (▲5.7)
うち生クリーム等向け	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	102 (▲1.2)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」
※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
※ 令和4年度および令和5年度の数値は速報値。
※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

牛乳等の生産量の推移

単位:千キロリットル、%

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-1月)
飲用牛乳等	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	3,534 (▲1.3)	2,913 (▲2.4)
牛乳	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	3,149 (▲1.5)	2,594 (▲2.4)
加工乳・ 成分調整牛乳	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	319 (▲1.8)
乳飲料	1,169 (+3.7)	1,122 (▲4.0)	1,085 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	904 (▲1.0)
はっ酵乳	1,139 (+4.9)	1,164 (+2.3)	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	826 (▲5.6)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

生乳需給の推移

我が国の生乳需給については、平成26年度(2014年度)まで国内生乳生産量の減少により逼迫傾向で推移してきており、この生乳不足の解消を図るため、生産基盤強化対策や性選別精液の活用等を進めてきた結果、令和元年度(2019年度)に生乳生産量が増加に転じました。

しかしながら、令和2年度(2020年度)に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、消費量に対して生産量が上回り、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから、在庫量も前年同期に比べ増加しました。

令和3年度(2021年度)も生乳需給は緩和傾向で推移してきたこと等から在庫量は更に増加し、脱脂粉乳については期末時点で9.8万トンと過去最高の在庫量となりました。

こうした中、コロナによる需要減少が回復するまでの間は脱脂粉乳等の乳製品在庫を処理することで需給調整を行うこととし、国は、業界が取り組む消費拡大や在庫対策への支援を行ってきました。すなわち、生乳需給が緩和したことにより、需給調整のために脱脂粉乳在庫が過去最高水準に積み増した中で、生産者及び乳業者がともに財源を拠出して基金を造成し、飼料転用や輸出等の在庫低減を図る取組や、新商品開発や増量キャンペーン

を含む需要喚起等の消費拡大への取組等を行ってきました。

令和4年度(2022年度)において、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回って推移していましたが、令和3年(2021年)10月以降在庫低減対策等の取組の効果から、令和6年(2024年)1月末の在庫量は前年同期を29.5千トン下回る5.2万トンとなっています。

また、酪農現場では、飼料価格の高騰等により生乳の生産コストが上昇し、酪農経営の環境は全国的に厳しさを増しており、今後も、何ら対策を講じなければ在庫が積み上がってしまう状況は変わっていません。

このため、国は脱脂粉乳在庫対策を継続するとともに、生乳需要の基盤として、国産チーズの競争力強化対策や輸出拡大に向けた支援策を措置したところです。

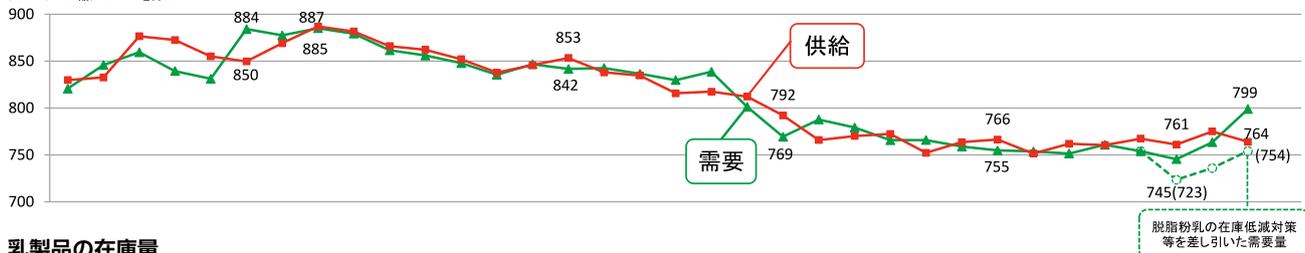
牛乳乳製品の輸出

このように、生乳需給が緩和する中において、人口減少が見込まれる我が国では、海外需要を取り込み、輸出拡大を図ることが安定的な生乳需給の確保につながるという点から重要性が増しています。

令和5年(2023年)の牛乳乳製品の輸出実績は約307.9億円と、前年の319.3億円こそ下回るもの

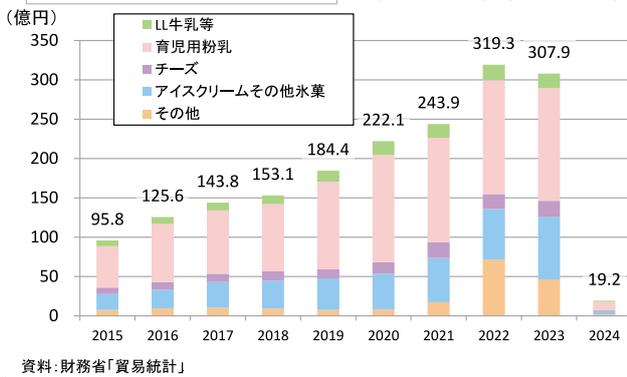
生乳の需要と供給

(万トン) ※ 輸入チーズを除く



牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績



2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

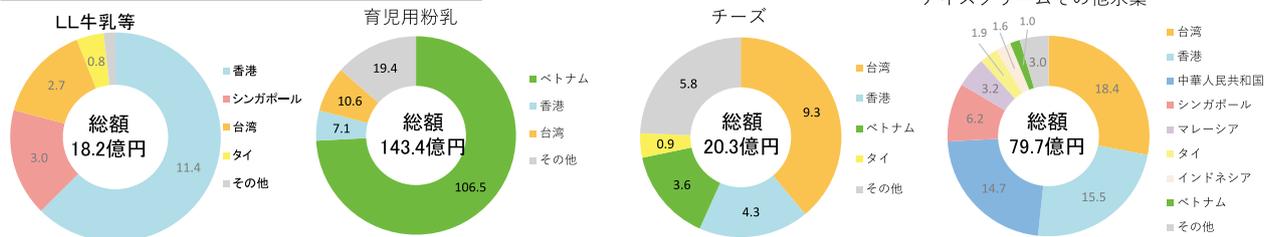
輸出拡大に向けた主な取組

- 輸出促進法に基づき、(一社)日本畜産物輸出促進協会が11月14日に品目団体として認定
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



主要品目の国・地域別輸出実績(2023年)

資料:財務省「貿易統計」



の2年連続で300億円を超え、増加傾向が続いています。

品目別では、牛乳乳製品の輸出額の約半数を占める育児用調製粉乳が143.4億円(前年比99%)となり、前年並みで推移しました。

アイスクリームその他氷菓については、アジア各国のみならず北米やオセアニア地域にも輸出されており、毎年順調に伸び続け、過去最高の79.7億円(同123.5%)となりました。

また、LL牛乳等は、2回の飲用乳価引上げの影響や前年が好調であったことの反動等もあり、18.2億円(同92.0%)と微減しましたが、傾向としては上昇してきているところです。

各品目で堅調な輸出実績となる中、一昨年、昨年と脱脂粉乳もまた輸出が進展した品目の一つです。令和4年(2022年)の脱脂粉乳の輸出実績は53.1億円、令和5年(2023年)では27.2億円と急増しました。これは、脱脂粉乳の国際価格の上昇や円安の進展のほか、前述のとおり、業界による脱脂粉乳在庫の低減を図る取組の一つとして輸出に取り組まれてきたことが背景にあります。

政府の輸出戦略

このように様々な要因も含みつつ実績を伸ばしてきた牛乳乳製品輸出ですが、政府は農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円を達成する目標を設定しており、そのうち牛乳乳製品については、それぞれ328億円、720億円とする目標設定を行っています。

この輸出額目標の達成に向けては、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠とし、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するための輸出拡大実行戦略を2020年12月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定されました(最終改定は令和5年(2023年)12月)。

本戦略の基本的な考え方は、海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)の産品を専門的・継続的に生産・輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制の整備が必要であり、生産から現

地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換することとされています。

具体的には、まず、牛乳乳製品を含む29品目を輸出重点品目として選定し、生産から販売に至る関係事業者を構成員としてオールジャパンによる輸出促進活動を行う体制を備えた団体を、認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「品目団体」）として認定する制度を創設しています。この品目団体の組織化と取組強化に向けた支援を行うことで、日本の強みを有する輸出重点品目の目標達成を後押しすることとしています。令和4年（2022年）10月の制度開始後、27品目15団体が認定されており、牛乳乳製品を含む畜産物については、令和5年（2023年）11月に、「一般社団法人 日本畜産物輸出促進協会」が品目団体として認定されています。

次に、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを市場として有望な重点都市に設立し、現地事情に精通したローカルスタッフとともに、品目団体とも連携して輸出先国・地域における輸出事業者の包括的・専門的・継続的な支援を行うこととしています。現在、8か国・地域において立ち上げ済みで、今後はマレーシアやUAEにも設置される予定となっています。また、日本政府観光局とも連携し、インバウンドの促進と連携した訪日外国人への日本の食や食文化の理解・普及を図ることにより、輸出市場とインバウンド消費を相乗的に拡大することを目指しています。

マーケットインへの転換を行う際には、リスクを取って輸出向け製品の生産・輸出にチャレンジすることが不可欠となります。こうした事業者を後押しするため、(株)日本政策金融公庫の貸付や債務保証による長期・低利の設備資金、長期運転資金等の活用、輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例、貿易保険の活用を推進していくこととしています。

また、畜産物については、主要産地において、生産者・乳業者・輸出事業者の3者によるコンソーシアム化を進めるとともに、コンソーシアムが行う商流の構築や拡大、産地の特色を活かしたブランディング等によって輸出促進を図るための支援を

行っています。

こうした輸出事業者への後押しを積極的に行っていますが、輸出先国・地域における食品規制等の障害によって実質的に輸出が出来ない産品が依然として多いこともまた事実としてあります。

原発事故に伴う放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制については、令和5年（2023年）8月にEU等5つの国・地域において規制が撤廃され、規制を維持している国・地域の数 は7となりました。

また、従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて、令和5年（2023年）8月のALPS処理水の海洋放出以降、中国、ロシア、香港及びマカオが、日本産水産物輸入の全面的な一時停止等の措置を採りました（マカオについては、生鮮食品、動物性食品を含む）。

これら輸入規制に対しては、関係省庁が一体となって緩和・撤廃に向けた働きかけを粘り強く行い続けることによって、早期の輸出実現を目指しています。

おわりに

ここまで述べてきました政府の輸出促進策は全体の一部にとどまり、このほかにも知的財産やGI制度など、輸出に関連するあらゆる面から事業者のサポートを行う体制整備に努めています。我が国の酪農乳業の持続的な発展のためには、輸出の取組が今後ますます重要になります。関係者の皆様におかれましては、この機会に輸出への関心・興味を強めていただき、政府の取組が、前向きな輸出への挑戦の一助となれば幸いです。

